

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、Aにおいて勤務していたが、平成〇年〇月〇日、自家用普通貨物自動車を運転し出勤途中、普通乗用自動車に追突された（以下「本件事故」という。）ことから、翌〇日、B整形・形成外科に受診し「頸椎捻挫、腰椎捻挫、両側膝関節捻挫」と診断され、加療した結果、平成〇年〇月〇日をもって治癒した。

請求人は、治癒後、障害が残存するとして、監督署長に障害給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第14級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争 点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第14級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、平成○年○月○日付け意見書において、要旨、請求人の現在の状態は「通常の労務に服することはできるが、疼痛により時に従事することができなくなるため、就労可能な職種の範囲が相当な程度制限されるもの」に該当する状況であり、腰、両膝、両足の親ゆびの5箇所は、各々9級が妥当である旨主張する。また、請求人は、平成○年○月○日付けC医師作成の診断書において、同医師より両膝関節カウザルギーType2と診断された所見があること及び平成○年○月○日付けD医師作成の意見書には、請求人の両膝関節と両足背に異常な温度上昇がみられたとの所見があることから、請求人の主張する両膝等の灼熱感の原因疾病がカウザルギーType2である旨主張する。

(2) そこで、当審査会において、請求人が訴える両膝、両足の親指の灼熱感と本件事故との関連について、再度検討したところ、以下のとおりとなる。

平成○年○月○日付け意見書において、F医師は、請求人の訴える症状をカウザルギーによるものとは判断していない。また、カウザルギーは、四肢末梢で単一神経が不全損傷を受けたときにみられるものであり、本件事故による「腰椎捻挫、両側膝関節捻挫」においては、カウザルギーが発症するとは考え難く、更に平成○年○月○日の審査官が作成したE医師との面談録取書には、カウザルギーに関して、神経損傷を示す検査結果が存在しないため明らかではないとされている。

(3) したがって、上記(2)に照らして考えると、請求人の訴える症状がカウザルギーによるものとのC医師の所見は採用できず、当審査会としては、請求代理人の提出した意見書のとおり請求人の両膝関節と両足背に温度変化がみられたとしても、当該症状の原因は、不明であると判断せざるを得ない。

3 以上のとおりであるから、請求人に残存する障害の程度は障害等級第14級を

超えるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした障害等級第14級に応ずる障害給付を支給する旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。